

平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けた効果の検証及び今後の政策のあり方等に関する
調査研究事業

参加と協働によるセーフティネットの構築

～誰もがつながりを持ち、役割と物語が生まれる地域社会へ～

平成31年3月
地域共生社会研究会

一般社団法人 日本老年学的評価研究機構

JAGES

目次

はじめに	1
第1章 公共私のあるべき形と行政の役割	4
第2章 社会保障において今後強化すべきアプローチ	6
1. 基本的考え方	6
2. 「伴走型」の支援	8
(1) 「伴走型」の支援の特徴	8
(2) 「伴走型」の支援の意義	9
3. 地域住民のケア・支え合う関係性	10
第3章 これからの方針の方向性	12
1. 次期社会福祉法改正に向けて（包括的支援を具体化する新たな事業の創設の検討）	12
2. 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進	14
3. 2040年を見据えた提言	15
(1) 「伴走」し、ケアし支え合う関係を創出する	15
(2) つながりのもたらす社会的価値の評価枠組みの開発	16
(3) 自治体職員の働き方	17
おわりに	18

はじめに

- 歴史的にみると、かつて日本が農業を中心とした社会であった当時は、仕事と生活が一体のものとして営まれていた。そこでは、「相身互い」、「おたがいさま」といった、ご近所の顔の見える関係性が存在し、大家族が大勢を占めていた。そして、このような共同体における相互扶助の機能により人々の暮らしは支えられていた。
- 戦後の復興期を経て高度成長期を迎え、都市部の雇用労働を求める地方部からの人口移動が進んだ。仕事と生活の分離が進み、地域の連帯感が希薄化するとともに、核家族化が進むことで、家族の規模も小さくなつた。一方、正社員制と終身雇用・年功序列といった、いわゆる日本型雇用慣行が安定していた時代には、企業が被雇用者の生活保障に大きな役割を担っており、雇用を通じた強い結びつきに基づいて、企業も共同体の機能を果たしていた。
- 日本の社会保障制度の歴史は、このような共同体の機能の変遷と密接に関係している。例えば、安定した日本型雇用慣行の存在が前提となるかたちで社会保険制度が拡充され、雇用と密接に結びついた社会保障制度の基盤が作られた。また、地域や家族の支え合いの機能の低下に対しては、市場によって提供されるサービスを拡充する形で、高齢者・障害者・子ども等の各分野で制度の充実が図られてきた。
- しかし、近年の経済・社会の変化は、従来の共同体の機能の弱体化を加速させている。例えば、地域社会では、顔の見える関係性を築きにくい都市部において高齢者数が大きく増える一方、地方部では若年人口の減少により地域社会の持続が懸念されている。また、未婚化や単身など高齢者のみの世帯の増加などもみられ、家族構造の多様化と家族の支え合いの機能の一層の低下が同時に進んでいる¹。そして、長期にわたる経済の低迷が続いている20世紀の終わりから、雇用労働の形態が多様化し、雇用を通じた保障の弱い非正規雇用労働者の増加がみられ、近年ではフリーランスの働き方も若者を中心に増加している²。
- 人々の生活や人生が多様性を増し、従来のような「一本道」のモデルを描けなくなっている。「生きづらさ」は個々の人生にとって非常に身近なものとなり、支援のニーズは年齢を問わず広く存在している。人々の抱える課題も複雑化しており、社会的孤立の問題や、複合的な課題を抱え、あるいは、「制度の狭間」にあって十分な支援が届かない問題などが顕在化している。そして、社会保障においても、伝統的なアプローチだけでは対応できない状況がみられている。
- さらに、2008年、経済成長や社会保障の拡大を支えてきた人口の増加が止まり、

¹ 国立社会保障・人口問題研究所：日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2015(平成27)年～2040(平成52)年 2018(平成30年)年推計

² 総務省統計局：労働力調査（詳細集計）平成30年（2018年）平均（速報）によると、非正規雇用が2008年に1765万人であったが、2013年には1910万人、2018年に2120万人に増加している。

人口減少社会に突入した。日本社会が直面する「右肩上がり」のモデルから成熟社会のモデルへの変化は、「正の分配」がいわば「負の分配」に変わることを意味し、日本の社会と社会保障をはじめとする制度・政策にも大きな影響を与える。人口減少の影響は、自治体の業務実施体制にも及び、特に小規模自治体においては、行政サービスの供給体制の維持への懸念が生まれている。

- しかし、戦後の日本が、経済・社会の様々な変化に適応してきたように、公共政策、とりわけ社会保障の仕組みを柔軟に進化させることにより、成熟社会における新しい価値を創造することができると信じる。
- それは、一人ひとりの生そのものがかけがえのないものであるという価値観を基礎として、
 - ・人生の多様性を前提に、一人ひとりの可能性に着目し、それが引き出されるよう応援する（エンパワーメント）
 - ・住民、行政、事業者がそれぞれの立場を超えてつながり協働することで、暮らしを支える
 - ・国における政策の設計においても、一人ひとりの暮らしや地域の多様性を重視し、地域住民や自治体の裁量を確保するというように、どこまでも“人”を中心に据えて、制度を人の暮らしに合わせて見直し、運用することで、その価値観を具現化していくことである。そしてこれは、様々な課題に直面する地域や社会が元気になることにもつながっていく。
- 実際に、都市部・地方部を問わず、経済的な豊かさのある暮らしよりも、他者、そして地域とともに、いかにより良く暮らすかといった精神的な豊かさに価値を置いた取組や、地域において多様な主体が立場を超えて安心して出会い、学び合うことのできる協働の関係性を創出する取組など、実に多様な実践が展開されている。
- 「地域共生社会」とは、地域において、「受け手」「支え手」といった関係を固定化されることなく、すべての人々がつながり、共に地域をつくっていくこと、そして行政や民間の多様な主体が、人々のそのような支え合いが可能な条件を構築していくことを目指すものである³。
- その本質は、成熟社会を迎えた日本において、すべての人々が“人”として出会い、共に生きていくことで、新しい価値の実現を目指すことがある。その実現に向けた

³ ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）抜粋

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

政策の萌芽として、平成29年介護保険法等改正⁴において、社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進する旨の理念が明確化され、理念の実現のための市町村における包括的な支援体制づくりの努力義務化などが行われた。

- 本研究会では、「地域共生社会」の実現に向けた更なる政策展開を後押しすべく、合計9回にわたり、新しい時代にふさわしい公共政策、特に社会福祉のあり方について議論を進めてきた。以下、本研究会としての考え方を示す。

⁴ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）

第1章 公共私のあるべき形と行政の役割

- 元来、一人ひとりの人生や生活は、生態系のように多様かつ複雑なものであるが、個人の暮らしを取り巻く様々な社会の変化に伴って複雑さの度合いが増している。また、個々人の「Quality Of Life」（以下「QOL」という。）⁵や幸福感も極めて個別的であり、共通の基準を当てはめがたい。
- また、地域の状態像についても多様化が進んでいる。少子高齢化・人口減少に伴い従来の共同体の弱体化が見られる一方で、地域の実践では、これまでの血縁、地縁、社縁という3つの縁を通じては出会うことのなかった他人同士が、それぞれの関心事や、出会い、学ぶことを通じて、新たな縁を築き始めている例も生まれている。
- このような変化を前提とすると、成熟社会における公共政策においては、
 - ・一人ひとりの“良い”人生・生活のあり方は、本人以外が決めることはできないという自覚に基づいて【多様性、QOL 不可知の自覚】、
 - ・個人が、多様なルートで社会に参加し、他者や社会とつながる機会を得ることのできる環境を整備し【多様な参加の機会の確保】、
 - ・誰もが自らの生き方を追求し、社会とのつながりを選択し結ぶことができるよう応援する【個人の自律⁶の支援】といった視点が重要である。
- 具体的には、地域を「一枚岩」として捉えるのではなく、参加の入口は極力広く、それぞれが緩やかにつながる（ウィーク・タイズ）ように、またそれが福祉的な視点も持ちうるように、環境を整備していくことで、社会に参加する多様なルートを確保することが必要である。
- また、例えば、福岡県久留米市の実践では、「自らの地域で活躍したい」という希望を軸に集まった女性たちが、互いに学び合い、そして、地域において様々な主体と交わりを深めるなかで、地域福祉へのまなざしを得ていく過程が見て取れた。このような動きは様々な実践において見られており、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに創り出すかという視点も重要である。

⁵ 国際的には、WHO（世界保健機関）の健康憲章にある「健康」の概念が、QOLの概念に相当するものとして用いられることが多い。（健康とは、病気でないとか、弱っていないなどではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます。日本WHO協会訳）

国内では、2000年に厚生省が定義したものがある。そこには、「従来のリハビリテーションは日常生活動作（ADL）の向上を目指していましたが、最近は生活の質を高めることが目標になっています。障害者にとっての生活の質とは、日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活を営めること」とある。

⁶ 本報告書において、個人の「自律」とは、「個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求できる状態にあること」を指し、「自律の支援」とは、支援を通じて、「自律」的な生を全うしようとする意欲を個人が保持するプロセスそのものを指す。

- さらに、行政だけが「公」や「公共」の担い手である、というこれまでの硬直的な役割分担論は今一度見直されるべきである。重要なのは、「官から民へ」という安直な議論ではなく、地域ごとに「公」や「公共」のあり方を問い合わせていく行程を進め、「公」を担う「民」を行政が支える、あるいは、行政が「民」とともに「公」を担っていくという観点である。福祉サービスを市場に任せるといった規制緩和論とは異なる基軸である。
- これに伴い、自治体職員の役割についても再定義が必要である。住民が地域を知り学ぶことを通じて住民自治の萌芽が生まれ、個々の住民が自らの生活・暮らしについて語り始める中で、時には、住民同士の想いがぶつかり合い調整が必要なことがある。地域の実践では、このような場合に、自治体、特に地域に身近な基礎自治体が「理解者」あるいは「調整者」として関わることで、地域内の様々な主体が発案し、具体的な行動を起こすことにつながっている事例が見られる。また、住民が新たな活動を始めたり広げたりする際に、活用可能な地域資源について情報を得たり、活動に関する助言などを受けることができれば、その一歩が踏み出しやすくなるだろう。
- 基礎自治体職員がこのような役割を担うためには、地域の文化を尊重し、地域住民を基点とした「ボトムアップ」の視点を徹底することが不可欠である。しかし、現在、基礎自治体職員の日々の業務においては、地域の動きに关心を寄せるより、制度やそれを所管する国の動向に意識を向けざるを得ないことが多く、しばしば住民主体の取組を支えるといったマインドの醸成を妨げている。今後の政策の立案においては、自治体職員が地域において求められている本来の役割を担うことができるような環境を整備する観点を持つ必要がある。
- 加えて、地域のあり方の多様化が一層進んできていることから、公共政策の設計に当たり、あるべき地域の姿を画一的に想定することは適切でない。地域住民や自治体が、それぞれの創意工夫に基づいて制度を利用するなどを応援する仕組みとすべきである。そしてそのために、制度の中に、様々な地域の実情に合わせて溶け込むことができる、“やわらかく” “余白”のある制度設計、すなわち地域住民や自治体に裁量の幅を確保することを常に心がけていくべきである。

第2章 社会保障において今後強化すべきアプローチ

1. 基本的考え方

- 日本の社会保障制度は、従来、日本国憲法第25条に規定される生存権にその根拠が求められてきた。このことは、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保という点では、意義あることだった。しかしさらに、孤立の状態にあって社会とのつながりが持てない、あるいは、社会参加の機会を得られないといった「関係性の貧困」への対応など社会的包摂（社会的排除の防止）⁷の実現を目指す視点を加えることが重要になっている。
- 地域社会からの孤立や「制度の狭間」をはじめ、従来のセーフティネットからこぼれ落ちる事例に対応するには、社会的包摂の視点を重視し、国民が多様な社会参加の機会を確保できるように政策を進めていくことが不可欠である。この新しい社会保障のアプローチの根拠は、日本国憲法第13条に規定される幸福追求権に求められると考えられる。
- このような考え方方に立って、典型的と考えられるリスクや課題の解決を目的として現金・現物給付を行うという従来の社会保障の政策手法と併せて、多様かつ複雑な課題を抱えながらも、社会の中で生きていこうとする個人の力・自律を支えるという観点をより重視し、関わりの出発点とも言える相談支援を中心とした手続的給付を重点化するなどの、新たな政策手法を追求していくべきである⁸。
- その際、制度立案者は、一人ひとりの“良い”人生・生活のあり方を行政が決めることはできないとの自覚に立って、個人が他者とのつながりや社会に参加するあり方を自ら選択し、その機会を得ることができる環境を整備をするための施策を進めるべきである。
- また、課題解決を目的とした支援には、「支援者」と「被支援者」という一方向の関係性の固定化や、課題の解決に至らなければ失敗であるとの認識に至りやすいと

⁷ 社会的包摂は social inclusion、社会的排除は social exclusion の日本語訳であり、対になる概念である。

国連の定義では、「貧困」は資源の欠如、「社会的排除」は個人または特定のグループが非自発的に社会から追い出されることを意味し、複雑で多分野にわたる不利を伴うものとしている。また、「貧困」は「社会的排除」を引き起こす重要な要因となるとしている。
(UN2010,p1)

欧州連合の定義においては、「社会的排除」は、家庭と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。（中略）社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元を超える場合がある。すなわちそれは居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである」（欧州委員会 EC、1992）

⁸ この意味において、生活困窮者自立支援制度は、日本の社会保障の歴史において、極めて大きな意義を持っている。

いう特徴がある。一方、個人の力・自律を支える観点を重視する新しいアプローチでは、課題解決を目的とした支援とは異なる視点が必要となるため、今後の政策の設計と実施において、理念の十分な整理と浸透が必要である。

- 日本の社会保障は、戦後、人生において直面する典型的なリスクに対応するため、社会保険を中心に整備が進められてきた。これを前提に、「自助を基本としつつ、高齢や疾病・障害をはじめとする生活上のリスクに対して、共同してリスクに備える仕組みである共助が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対しては公助が補完する」という考え方が整理されてきた。
- また、社会福祉の分野においては、特に20世紀の終わりから、社会の変化に伴って顕在化した課題に応じ、高齢者・障害者・子どもなどの属性ごとに制度が拡充されてきた。特に2000年代以降、障害者自立支援法の制定や、子育て支援事業の児童福祉法への位置づけなどを契機とし、公的な福祉サービスは量的に拡大し、質的にも発展してきたと言える。
- しかし、先に述べたような時代の変化に呼応するこれから社会保障の方向性を考えるならば、課題も浮上している。社会保険は、雇用との結びつきが強い制度であるという特徴があり、非正規雇用労働者や無業者などに対しては、十分なセーフティネットとして機能することが難しい。また、社会福祉は、その制度の性格上、リスクや課題が非典型的であったり複合化したりする場合には、柔軟に対応することができず、結果として「制度の狭間」が生まれてしまう。さらに、今後、人生や生活の多様性・複雑性が増していくと、こうした「制度の狭間」は広がっていくと考えられる。
- このような課題に対応していくには、属性や世代を問わず、国民誰もが、多様な社会参加の機会を確保できて、絶えず変化する社会の中で生きていくそれぞれの力を高め、自律を強めていくことを支援する、新たなアプローチが求められている。そしてそれは、現行の社会保険や、社会福祉の機能を強化することにもつながる。
- これに関連して、「自助・互助・共助・公助」の役割分担に関するても、今一度整理を行う必要があるのではないか。個人が自律的に生きていくことを支えていく上では、「公」は行政が、「私」は市場がといった固定的な役割分担ではなく、行政・市場（営利企業）・非営利組織・地域のコミュニティといった、個人を支える諸主体がバランスの取れた形でそれぞれの役割を果たすことによってはじめて、個人を基点として、包括的なセーフティネットの機能を充実することができると考えられる。
- そのためには、国は行政を担う主体の一つとして、民間の主体の取組では社会的包摂が難しい課題を抱える者の支援に力を発揮するべきであろう。また同じく行政を担う自治体や、市場、非営利組織、地域のコミュニティといった他の主体の力が弱

まっているのであれば、社会全体の調整者として、それらをエンパワーする役割も有していると考えられる⁹。

- なお、政策手法の検討に当たっては、要介護状態、障害、貧困状態など、個人が抱える課題が明らかとなった時点で事後的・個別的に対処する従来のかたちに加え、個々人が人生の中で辿る道筋全体を意識して、事前的・予防的な措置に重きをおいた手法¹⁰や、地域全体や集団全体を対象とした手法¹¹について検討する必要があるのではないかとの意見があった。

2. 「伴走型」の支援

- 社会情勢の変化に合わせて、これまでも様々な分野で公共サービスの包括的実施やまちづくりとの連携が試みられてきた。しかし、こうした試みも、「縦割り」の制度の中での包括化に留まる限り、「制度の狭間」は解消されずに終わるおそれがある。セーフティネットの機能を充実させていくためには、個人を基点として制度が柔軟に機能する仕組みへと転換していくことが必要である。
- そのためには、従来の「課題解決型」の支援手法、すなわち一定の規模を持った集団にとって典型的と考えられる課題を抽出し、その解決を目指す手法に加えて、一人ひとりが、多様で複雑な課題を抱えながらも生きていく力を高め（エンパワーメント）、自律的に生きていくことを支えていく「伴走型」の支援を広げていく必要がある。この「伴走」は、専門職によってのみならず、住民相互の顔の見える関係性に基づくケア・支え合いという形でも進められるべきである。

(1) 「伴走型」の支援の特徴

- 「伴走型」の支援の手法は、平成27年から施行されている生活困窮者自立支援制度の実践において、一定の形を持って現れてきている。以下、同制度の実践の中から見えてきている「伴走型」の支援の主な特徴を挙げていく。
 - ・ 「伴走型」の支援にはその目的の違いから大きく分けて2種類存在し、支援に当たってはこれらを併用することが必要である。
 - 特定の課題解決を目的とし、その手段として伴走を用いる、“課題解決”のための「伴走型」の支援
 - 特定の課題解決というよりも、伴走し継続的につながることそのものが目的

⁹ この点に関連して、政策の検討に当たっては、個人の権利の観点をいかに含めるか、「ライツ・ベースド・アプローチ」の政策手法も参考とすべきとの意見もあった。

¹⁰ 個人が人生の中で辿る道筋（ライフコース）全体を意識し、事前的・予防的な対応を充実させていく考え方として、ヘルスの分野で研究が進められている「ライフコース・アプローチ」の考え方方が参考となる。例えば、成人期の健康は生活習慣が決定するものとみなされていたが、実は職業や所得あるいは既婚、未婚なども影響を及ぼしていることが分かっている。（近藤克則：健康格差社会への処方箋：生活福祉研究, 95, 2018）

¹¹ 対象とする集団全体に働きかけ、集団のリスクを低下させる手法として、疾病予防や介護予防をはじめとする健康対策における「ポピュレーション・アプローチ」の考え方方が参考となる。（近藤尚己：健康格差対策の進め方：効果をもたらす5つの視点. 医学書院, 2016）

であるような「伴走型」の支援

- ・ 専門職からの一方向的なケアや支援ではなく、専門職と本人さらには住民が「伴走型」の支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、成長する、そして、そのようなつながりが広がり、深まるなかで地域が発展していく。
 - ・ 「伴走型」の支援を行う際の解決策（答え）は、本人と専門職、地域の人々が共に模索し、発見していくものであり、いかなる解決策が最適か、予め分からぬことを前提とする。
 - ・ 本人が失敗する場合も折り込んだ、強靭なセーフティネットとして機能する。
- 「伴走型」の支援の特徴として実践において確立されつつあるこれらの事項は、従来ソーシャルワークの分野における援助理論や、福祉、教育などの対人援助の分野において重要視されている「ケア」の概念とも重なり合う点が見られる¹²。
- （2）「伴走型」の支援の意義
- 個人の自律を支えていくには、主体的な個人を中心に据え、本人と支援者、そして地域との関係性を築いていく中で、その時々の解決策を探求する「伴走型」の支援の確立が重要である。多様な経路で社会と交わり、参加することを試みる過程においては、他者との出会いがあり、そして当然にそれらとのぶつかりや“失敗”が発生しうるが、「伴走型」の支援はそれでもなお社会や他者との関係性の中で生きていくことを支援するものであるからである。
- このため、今後、生活困窮者自立支援の実践において培われてきている支援手法を普及・展開させ、社会福祉を含む対人支援全般において、専門的な「伴走型」の支援を幅広く確立していくべきである。

¹² 岡村重夫（1983, 96）は、社会福祉における生活困難の援助には、個人に対する直接的援助と制度的環境を改善する対策があり、個別援助を強調するケース・ワーク重視のものと、コミュニティ・オーガニゼーションを強調し社会環境の改善を主張するものがあるとしている。また、生活困難は、個人と社会環境との関係で生じるものであることから両者は不可分であり、このうち社会福祉は社会関係の主体的側面に対して第1次的関心をもち、その関心から社会関係の客体的側面の欠陥をみると指摘している。（岡村重夫：社会福祉原論。全国社会福祉協議会、1983）

ソーシャル・ワークについて、例えば、バイステック（Biestek 1957）は、相談者と支援者の支援関係を構築するための原則として、「相談者を個人として捉えること」「相談者の感情表現を大切にすること」「相談者を受け止め受容すること」「相談者を一方的に非難せず非審判的な態度でいること」「相談者の自己決定を促し尊重すること」等を挙げている。（F.P.バイステック著、尾崎新、福田俊子、原田和幸 訳：ケース・ワークの原則。誠信書房）また、小松源助（2002, 147）は、ストレングス視点に基づくソーシャルワーク実践に関して、ワーカーとクライエントがパートナーシップとして関係の中で「対話」をとおしてクライエントのストレングスを「発見」し、それを「進展」させていくこうとする視点が重要としている。（小松源助：ソーシャルワーク実践理論の基礎的研究—21世紀への継承を願って。川島書店、2002）

さらに、ケアの概念について、哲学者のミルトン・メイヤロフが著した「ケアの本質」（On caring, 1971）においては、「「ケアするということ」の本質的な特性は、相手の成長を助け、自己実現を支えることであると同時にケアする人も共に成長していくものである」、「「ケア」が人生において果たす役割とは、相手の成長を助け、必要とされることで、自己の存在の意味を知る」との指摘がなされている。（ミルトン・メイヤロフ著、田村真、向野宣之 訳：ケアの本質—生きることの意味。ゆみる出版、1987）

3. 地域住民のケア・支え合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活が多様かつ複雑であることを踏まえれば、専門的な支援のみで伴走の機能を確保しようとするのは適切ではなく、地域におけるケア・支え合う関係を多様に広げ、自律した個人が必要なつながりを選択していくようにしていくことが望ましい。
- 本研究会における実践報告においても、専門職による伴走の下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることによって、地域社会における住民のケア・支え合う関係が生じている例が見られている。
- 例えば、愛知県名古屋市南医療生活協同組合では、診療所で一人の住民が開示した「近所のスーパーが閉まってしまって買い物に困っている」という困りごとを共有したことが、2週間後に診療所の駐車場で移動販売がスタートすることにつながった。町内会長の一人の願いや思いを大切にするという考えによって、一人の「困りごと」の情報が地域へと広がり、地域の皆を助けるに至ったという例である。
- 三重県名張市においては、小学校圏域に1つずつ包括的な住民自治組織を設置し、かつ、従来の地縁組織向けの各種補助金を再編して使い道が自由な交付金（一括交付金）に統合するとともに、地域包括支援センターのブランチとして小学校圏域ごとに置かれた「まちの保健室」の専門職が緩やかに伴走する仕組みを設けることにより、住民が自ら考え、支え合うまちづくりが活性化している様子が見られている。
- 埼玉県幸手市においては、「地域に開かれた福祉的実践自体が、地域を福祉的に変える」との考え方の下、専門職が伴走しながら、日常的に様々な人たちが地域において交流し支え合う「ケアリング・コミュニティ」¹³の育成に取り組んでいる。日頃から顔を合わせていることで、お互いを気づかい合う関係性が生まれ、コミュニティの中で困難を抱える者が現れた際も、住民相互で自然と声掛けや対話が生まれており、地域におけるセーフティネットとして機能し始めている様子が見られている。
- また、神奈川県藤沢市において団地を活用した小規模多機能型居宅介護を実施している事業所の例では、地域住民同士が混ざり合う場として地域に開いたことで、高齢者だけでなく、不登校など生きづらさを抱えた子どもも集う場となっている。これにより多世代の交流が生まれていることはもちろん、子どもがこうした場に早くから触れることで、住民のケアしあう関係性を自然と学びとっている様子がみられる。

¹³ 「ケアリング・コミュニティ」とは、埼玉県幸手市で進められている実践で育まれているコンセプトで、共感を基盤とした地域を目指している。具体的には、福祉、産業、農業、地域防災、観光、教育、文化など暮らしを取り巻く様々な分野が、住民を中心として連携することで、ケアする地域を目指す取組とともに、専門職によるソーシャルワークの伴走による住民相互の共感を醸成する場を作る取組を行っている。

ている。

- これらの実践に見られるように、地域住民のケア・支え合う関係性は、地域や個人の状態によっては、専門職による伴走支援と同等、場合によってはそれ以上に充実したセーフティネットとして機能する可能性があり、専門職による「伴走型」の支援とともに、地域において、住民のケア・支え合う関係性を生じやすくし、かつ、その関係性を広げていくことが必要である。
- そのためには、誰にとっても、地域社会やコミュニティに参加し、他の住民とつながりを持つことのできる経路が多様に確保され、選択できるようになっていることが重要であり、そのための環境整備を進める必要がある。
- 様々な地域におけるまちづくり・コミュニティ活動の取組をみると、地域への参加は、経済的な豊かさの追求や、福祉的な課題解決を目的として起こっている場合だけではない。そのきっかけは、地域の中で自分の夢を叶えたいといった希望や、「より良い暮らしとは何か」という探求心など、実に多様である。
- 個々人の幸福追求権を根拠の一つとする今後のアプローチを念頭に置いても、行政が提起するような課題解決に着目した地域活動だけでなく、「地域共生社会」に向けた政策をより幅広く捉え、「私」「私たち」という文脈から、地域や社会とつながり、そこに参加する道筋がいかに多様に示されているか、そして、多様な主体が接近できる経路をいかに確保していくかが重要と考えられる。
- このため、「ワクワク」感から生まれるまちづくりの取組や地方創生の取組などの協働をはじめ、「地域共生社会」の具体化に向けた政策の射程をより広く捉える必要がある。

第3章 これからの政策の方向性

- 新たな社会保障制度の萌芽として掲げた平成29年の介護保険法等改正法においては、地域共生社会の実現に関し、公布後3年（平成32年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策を検討する旨の規定が置かれている¹⁴。
- その検討においては、第2章で掲げた理念を十分に踏まえた上で、特に、属性や世代を問わず、多様な社会参加の機会を確保し、絶えず変化する社会の中で生きていこうとする個人の力・自律を支える新たなアプローチを確立するとともに、行政・市場・共同体といった主体が、バランスよくそれぞれの役割を果たす仕組みが構築されるよう、社会保障における支援策を検討することが重要である。
- 具体的には、弱体化した共同体の機能については、様々な主体が参加・参画できる経路を多様に確保しコミュニティが創出されることを支援し、その機能の補完を図るとともに、コミュニティに属しにくく地域から排除されてしまう傾向にある者に対しては、身近な行政である市町村がセーフティネットとして機能し、再度地域とのつながりを持てるよう「伴走型」の支援を実施することなどが考えられる。そして、この両者の機能が確保されてはじめて、全ての者を包摂する地域社会が実現されると考えられる。
- さらに、介護保険法等改正法の見直し規定に基づく社会福祉法改正の内容の検討と併せて、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた長期の対策を講じる視点に立ち、これからの中長期の社会保障に求められる理念を具体化するための方策についても検討を行う必要がある。また、その際、様々な主体が参加・参画できる経路を多様に確保しコミュニティを生み出していくためには、社会保障分野のみではなく、例えば、地方自治、まちづくり、教育など他領域とも十分に連携を図りつつ対策を講じていく必要がある。

1. 次期社会福祉法改正に向けて（包括的支援を具体化する新たな事業の創設の検討）

- 各自治体における包括的な支援体制の整備は、地域ごとの人的・物的資源や文化などの多様性を踏まえて行われる必要があり、国において画一的な実施形態を決めることは避けるべきである。「ボトムアップ」の視点を徹底し、地域住民や市町村において、それぞれの創意工夫を具体化するために制度を利用することができ、また、

¹⁴ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
附 則
(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

関係者間の対話を基に試行錯誤の過程を重ねることが可能となるような“やわらかく” “余白”のある制度設計が求められる。

- このような基本的視点に立った上で、本研究会では、厚生労働省から、上述の社会福祉法の検討規定を踏まえた検討状況についてヒアリングを行った。その中で、厚生労働省からは、複数の市町村において、属性を超えた柔軟な相談支援等を進める動きはあるものの、属性ごとに分かれた現在の制度設計では、補助金適正化法の目的外使用との指摘を受ける懸念があり、市町村が消極的になりかねない現状が示され、問題意識が共有された。
- その上で、今後、厚生労働省を中心として正式な検討・調整の過程を経る必要があるという前提ではあるが、現時点で検討されている方向性としては、
 - ①市町村において、全属性、全世代を対象とする「断らない相談」を中心とした包括的支援体制を構築するための新たな事業を創設する
 - ②当該事業においては、複合的なニーズに対応する「断らない相談」に加え、例えば、権利擁護及び成年後見の利用促進、就労困難者に対する就労支援、住まいに困難を抱える者に対する居住支援などの困難性に着目した支援についても包括的に実施するとともに、地域資源を開拓することにより地域における伴走体制の確保を行う
 - ③制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を容易にするための補助金の申請及び交付の仕組みを設けるとともに、自治体において補助金を柔軟に活用できる仕組みを検討するというものであった。
- 以上のような検討の方向性に対し、本研究会としては、全属性、全世代を対象とした新たな事業を創設することで、市町村において、個人を基点として、そのニーズを中心に置いて自律を支える包括的支援が可能となると考える。また、こうした事業においては、相談支援のみでなく、権利擁護・成年後見、就労支援、居住支援など、地域とのつながりや社会参加の機会を作っていくことが必要であると考える。
- さらに、新たな事業において、「地域における伴走体制の確保」が位置づけされることで、一人一人が問題を抱えながらも生きていく力を高め（エンパワーメント）自律を支えていく機能を確保することに資すると考える。
- 加えて、新たな事業に対応し、国の補助金の申請及び交付などの仕組みについても包括化を図ることが検討されていることについて、これが実現されれば、市町村による柔軟な事業の組み立ての強い後押しとなると考えられる。
- 一方、本研究会においては、新たな事業の要件や基準の設定の際に、どこまで市町村の裁量を認めるか、翻って、事業についてどの範囲まで国が全国一律の制度設計として規定すべきかについて十分に検討すべきという意見があった。また、新たな

事業については、これまで「トップダウン」の仕組みに慣れてきた市町村に、能動的な取り組みを促すためにも、いくつか事業の実施類型を示し、事業の実施形態は多様であることを具体的に認識できるようにすることが必要ではないか、との意見もあった。

○また、「断らない相談」の機能や「伴走型」の支援による包括的支援体制は、住民生活に近いところで整備されていることが望ましいが、人口減少や過疎化の現状を踏まえると、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」や地方制度調査会における議論、定住自立圏の展開状況、そして国土交通省における「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方などとも連携及び整合を図りながら、事業全体としての実施圏域についても検討を進める必要があると考えられる。

2. 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進

○上記の新たな事業に加え、地域におけるケアのあり方や支え合う関係について、地域住民相互が伴走的に持続的に支え合うことを含めて多様に広げ、重層的なセーフティネットを確保するための環境整備について議論が行われた。

○厚生労働省からは、地域住民同士が属性や分野を超えて出会い、お互いを知る場や学び合う参加の“場”や「プラットフォーム」¹⁵を多様なかたちで設けることが重要であるという観点から、地域住民、NPO、社会福祉法人等、そして、まちづくり関係者など多様な担い手が地域活動に参画しやすくなる各種取組を促進することが提案された。本研究会としても、地域住民による有償ボランティアを拡大したり、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を広げていくための施策などを検討した。

○本研究会においては、地域課題の多様性に鑑みると、様々な担い手が地域に関わりを持ち、地域活動に参画しやすくなるような多様な施策を設け、そしてそれが選択可能な状態にしておくことが重要ではないか、という意見や、地域の人的・物的資源の多様性を踏まえると、これらの環境整備の取組は、新たな社会保障制度を作るというよりも、自助・互助を支える多様な仕掛けを繋ぎ合わせて活用可能性を拡大し、既存の制度を活性化する試みとも捉えることができるのではないか、という意見があった。

○また、地域活動に対する資金調達も重要な検討事項である。本検討会においても、地域活動の立ち上げ費用（スタートアップ）の公的支援や、共同募金の活用、寄附の促進に加え、ふるさと納税の仕組みの活用、ソーシャル・インパクト・ボンドを含む社会的インパクト投資の普及、仮想通貨など最新のテクノロジーの活用等により、民間資金を幅広く調達できる仕組みの検討についても意見があった。

¹⁵ 本研究会での実践報告などを踏まえ、「分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”」として定義する。

○これらの地域活動の促進策を進めるに当たっては、地方創生施策やまちづくり関係施策など、他省庁の施策との連携施策についても検討を行う必要がある。具体的には、例えば、地方創生分野においては、総合戦略において新たな事業を位置づけ、施策間の連携を図るとともに、当該市町村が新たな事業の実施を行っていることを重点的に評価することなどが考えられる。まちづくり分野においては、まちづくりに関する都市再生推進法人のような仕組みを、地域資源の開発を行うコーディネート機能の確保の際に活用していくこともできる。また、まちづくりの新たな主体として検討されている「再分配法人」について、社会福祉法人などの地域福祉の主体が加わるなど福祉分野との連携を強化していくことも考えられる。

3. 2040年を見据えた提言

(1) 「伴走」し、ケアし支え合う関係を創出する

○第2章で述べたとおり、個々人に焦点を当てたセーフティネットの機能を充実していくために、多様で複雑な課題を抱えながらも一人ひとりが生きていく力を高め（エンパワーメント）、個人の自律を支えていく「伴走型」の支援の普及と、地域において住民相互のケア・支え合う関係性が生じやすくなるような環境整備を進める必要がある。

○今回、厚生労働省から報告のあった新たな事業の創設は、その一助となると考えられるが、当該事業の実施は当面市町村の任意とされる見込みである。「伴走」型の支援を広げ「ケアし合う」ことは、これから社会保障に必要なアプローチの根幹であり、そのような認識を広く共通理解としていくための対応が必要である。

○まず、保健医療福祉の専門職の養成における対応である。「伴走型」の支援の実践と、それらの実践を地域に開いていくことで地域におけるケア・支え合う関係性を増やしていく試みは、本来ソーシャルワークの機能とされていたものであるが、幅広い専門職の養成課程において、それぞれの専門領域だけでなく他の資格の専門領域に対する基礎的な理解を持ち協働して支援に当たること、地域住民相互の関係性や地域資源とつながりを持ち協働しながら支援に当たること、本人を中心とする生活環境全体を視野に入れ支援することなど、「伴走型」の支援を実現するための基礎的な方法を身につけることを目標としていくことが大事である。

○具体的には、専門分化が進んだ保健医療福祉の専門職の養成課程について一部共通化を図る中で、まず対象を「制度によって支援する客体」としてではなく、“人”として出会う意識をもち、地域共生社会の理念の下、ソーシャルワークの機能を有し「伴走型」の支援を具体的に実践できる専門職を幅広く養成する仕組みを検討する必要がある。さらに、保健医療福祉の専門職の卒後の研修プログラムにおいても同様に、地域共生社会の理念及び「伴走型」の支援の必要性の共有と定着を図る内容を充実させることが求められる。

- また、埼玉県幸手市や神奈川県藤沢市のように、住民が地域に開かれた福祉的な実践に触れ体感することで、ケア・支え合う関係性を自然と学び実践するようになる事例も広がっている。これを踏まえると、義務教育課程を含む学校教育や地域の社会教育の場において、社会福祉法人などの福祉関係者との連携の下で、地域の「伴走」や「ケアし合う」関係性に触れ実践する機会を設けることも大事である。

(2) つながりのもたらす社会的価値の評価枠組みの開発

- 地域住民同士のつながりや社会参加は、高齢者の抑うつ症状や要介護状態など健康上のアウトカムとの相関がみられるとされている。高齢者に限らず様々な世代で社会的孤立の問題が指摘される中、地域とのつながりが健康にどのような影響を与えるのか、全世代を対象としたエビデンスなどの整理が必要である。
- 一方で、地域の実践では、地域住民同士が世代・属性を超えて出会うことで、健康上のアウトカムだけでなく、相互に学びあう機会が生まれる、参加する住民に生きがいや自己有用感が生まれる、住民同士の自治や支え合いの意識が高まる、新たな活動が生まれまちづくりにつながるなど、多様な変化が広がっていく現象がみられる。
- 地域における取組の促進や資金の確保、さらには、政策的な推進力を強化していく観点から、「伴走型」の支援や地域づくりなど、地域共生社会の実現に資する取組がもたらす多様な社会的価値を評価するための指標および関連指標の体系化を行うことが必要と考えられる。特にアウトカムレベルの指標の設定は、これまで課題としては認識されながらも、十分な取組が進められてこなかった分野と考えられる¹⁶。中期的な課題として、それらの取組によって個人や社会にもたらされる構造的な変化を評価し、指標を設定することについて、精力的な検討が進められる必要がある。
- ただし、地域共生社会の実現に資する取組は、地域ごとに固有の経済的・社会的・環境的そして地理的・歴史的文脈を前提とした多様なものであり、一人ひとりの暮らしも個別的である。国として、何らかの目標を一律に掲げたり、地域共生社会のあり方を画一的に定義することは難しいだけでなく、望ましくもない。評価指標の設定にあたってはこの点が特に念頭に置かれるべきである。
- 例えば、国は利用可能な資源として、過去の事業で用いられた指標等についてリスト化し公表するに留め、実際にどのような指標を用いるかは、事業実施主体である基礎自治体や住民などの当事者に委ねることなどが検討されてよい。

¹⁶ 例えば、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「地域共生社会の実現」が位置づけられているが、政策プロセスに関する指標が位置づけられているに過ぎない。また、現在のモデル事業において関連するものとしても、多数の指標が設定されているが、そのいずれも、個人や地域へのアウトカムやインパクトについて説得力を持って評価できるものではない。

(3) 自治体職員の働き方

- 第1章において述べたように、自治体職員、特に地域に身近な自治体職員が地域の「理解者」そして「調整者」の役割を担うことができるようにしていくことが重要である。しかしながら大半の自治体においては、制度改正への対応や事業実施の成果報告など、国から要請される事務が日々の業務の相当割合を占め、地域との交わりに十分時間を見てもらっていない状況があるとの声がある。本研究会における議論の中でも、人材不足が生じている一方で、多大な業務負荷が維持されているなどの問題から、特に市町村において、行政が力を発揮しきれていないとの指摘があった。
- 国においては現行の事務負担の軽減や制度改正の際には自治体における運用への影響がなるべく少ない方策を検討するなど、地域に身近な行政として、基礎自治体の職員が本来の役割を担うことができるよう環境整備を行うべきである。社会福祉法の次期改正を検討する際も、国による事業管理は抑制的にしつつ、制度の“余白”を確保し、市町村の裁量の幅を設けることで、市町村職員と地域住民との間で協働の関係が生じやすくすることが必要と考える。
- これに関連して、制度の“余白”を継続的に確保するために、厚生労働省本省や地方厚生（支）局に自治体からの問い合わせや意見を受け付ける窓口（担当官）を置き、現場の声を集約し制度設計に反映していく仕組みを設けることについても検討が必要と考えられる。
- また、自治体の人材不足への対応の観点からは、自治体の職員数が減少したとしても、十分に行政サービスの供給体制を確保できるよう、自治体、特に小規模自治体がデジタル・ガバメントを推進し、AIやロボティクス、ブロックチェーンなどの技術を導入することを支援するという視点も重要である。

おわりに

- 現在、日本が直面しているのは、個人の価値観や課題の一層の多様化・複雑化と、人口減少社会の到来や少子高齢化による未曾有の社会変化である。
- 厚生労働省（国）においても、こうした社会の変化に対応するため、行政分野を横断して「地域共生社会」のコンセプトが掲げられ、新たなパラダイムを模索する動きが始まっている。
- 本研究会は、「地域共生社会」のコンセプトを一層深め、具体化の方策を探ることを目指して設置された。そして、未曾有の社会変化に直面する中で、どのような社会像を前提として議論を進めるべきか、新たな社会のかたちにふさわしい“人”的存在そのものを中心とした社会保障はどうあるべきか、という点から議論を開始した。
- このため、地域で今何が起きているのか、“生きた声”から学ぶため、複数回にわたって地域の実践のヒアリングを行った。この中で見えてきたものは、以下のような諸点であり、いずれも本報告書の議論を支えるものとなった。
 - ・一人ひとりの生そのものがかけがえのないものであり、出会いが、変化、成長を生む
 - ・個人の可能性に着目し、それが引き出されるよう応援する（エンパワーメント）
 - ・住民、行政、事業者がそれぞれの立場を超えてつながり協働することで、暮らしを支える

そして、本研究会としては、これらの価値観が、今後の日本社会の希望となると考えている。
- 地域の実践が示しているのは、様々な課題があっても、その課題と取り組むなかでこのような価値観が染みわたっていくならば、再度“人”としての出会い直しの輪が広がり、個人や地域が元気になることにつながる、ということである。人口減少社会の到来はたしかに地域の存続に関わるが、危機感を共有した住民同士が出会い、今後の地域の姿について議論を重ねるならば、そこには新たな可能性が生まれる。
- また、個々の思いが重なることで生じる具体的なつながりや活動は、地域ごとに極めて多様であるが、この多様性がそれぞれの地域の誇りや物語を生み出し、そこからまた新たな出会いが紡がれていく。
- 具体的な政策案としては、厚生労働省から、市町村での包括的支援体制が柔軟に構築できるような新たな事業の創設を検討するという方向性が示された。

- しかし、本報告書が示したように、今日の時代では行政が“良い”人生のあり方を決めることはできない。このことを深く自覚しつつ、生きづらさを抱えながらも生きていこうとするその葛藤に寄り添い、地域に脈々と流れる歴史や文化に思いを至らせた政策立案に向けて、試行錯誤を続けていくことが重要である。
- 年齢、職業、性別、地理的な条件などで生じている差について、所与の役割に閉じこもらず、一人ひとりが一歩ずつそこから踏み出すことで、地域に大きな変化が生じる。
- 「地域共生社会」とは何か。本報告書が示してきたこの問いは、「人々が出会い、価値を共創するプロセスそのものである」ということである。それは、常に個人や地域が既存の関係や役割を超えて問い合わせし、模索し続けていくものであろう。本報告書は、このような地域の営みを支える制度を構築していく方向性を示すものである。

○地域共生社会研究会委員構成（五十音順・敬称略）

氏名	所属	役職
宮本 太郎(座長)	中央大学法学部	教授
小黒 一正	法政大学経済学部	教授
小塩 隆士	一橋大学経済研究所	教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院	教授
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門/ 国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究セ ンター老年学評価研究部/ 一般社団法人日本老年学的評価研究機構	教授/部長/代表理事
田中 滋	埼玉県立大学/慶應義塾大学大学院経営管理研究科	理事長/名誉教授
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部	教授
服部 真治	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究部/研究総務部	主任研究員/次長
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科	教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部人間社会研究科	教授

○運営事務局構成

氏名	所属	役職
宮國 康弘(統括)	一般社団法人日本老年学的評価研究機構	理事
前田 梨沙	一般社団法人日本老年学的評価研究機構	コーディネーター
佐藤 峻	一般社団法人日本老年学的評価研究機構	JAGES 研究員
櫻庭 唱子	一般社団法人日本老年学的評価研究機構	リサーチアシスタント
原口 悠	特定非営利活動法人ドットファイブトーキョー	代表理事
堀 智貴	株式会社ピュアスピリツツ	代表取締役
川島 勇我	ぐるんとびーデザイン株式会社/ 株式会社ぐるんとびー	代表取締役/ 社外取締役

○地域共生社会研究会開催内容

開催日	研究会内容
第1回 平成30年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会の位置付け・事業概要の説明 ○ 委員プレゼン(小黒一正委員) 「公共の再構築に向けて—社会的リスクと再分配を中心に—」 ○ 委員プレゼン(小塩隆士委員) 「社会活動への参加と中高年の健康—中高年者縦断調査を用いた2つの実証研究例」 ○ 委員プレゼン(菊池馨実委員) 「これからの日本の社会保障—社会保障と持続可能性」
第2回 平成30年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員プレゼン(近藤克則委員) 「地域共生社会の『見える化』の意義と可能性」 ○ 委員プレゼン(服部真治委員) 「地域包括ケア研究会での議論」 ○ 関係者ヒアリング(国土交通省都市局まちづくり推進課長 佐藤守孝 氏) 「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫」 ○ 関係者ヒアリング(総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長 (併)行政課2040戦略室長 植田昌也氏) 「自治体戦略2040構想～人口減少・超高齢社会における自治体の行政経営改革～」 ○ 厚生労働省説明(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長 野崎伸一氏) 「これまでの議論のまとめと今後の進め方について等」
第3回 平成30年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者ヒアリング(石川県能美市副市長 細川喜孝氏、健康福祉部次長兼我が事まるごと推進課長 山下実千代 氏) 「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業の取り組み」 ○ 関係者ヒアリング(福岡県久留米市 社会福祉法人拓く理事長 馬場篤子氏、メリコア代表 中村路子氏、メリコア 國武ゆかり氏) 「共生社会実現のためのプラットフォームづくり」 ○ 関係者ヒアリング(愛知県名古屋市南医療生活協同組合 理事会参与 大野京子氏、常務理事 杉浦直美氏) 「ささえあい たすけあい 地域だんらん まちづくり～おたがいさま運動広げて～」
第4回 平成30年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者ヒアリング(藤沢市福祉健康部長 片山睦彦氏) 「地域共生社会の実現に向けて～藤沢市における地域力強化と包括的支援の取り組み～」 ○ 関係者ヒアリング(株式会社ぐるんとびー代表取締役 菅原健介氏)

	<p>「地域を一つの大きな家族に」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者ヒアリング(ぐるんとびーデザイン株式会社 代表取締役/株式会社ぐるんとびー社外取締役 川島勇我氏) 「福祉の学び舎プロジェクト～地域は人生を学び続ける共同体～」 ○ 関係者ヒアリング(名張市福祉子ども部 地域包括支援センター地域共生社会相談支援包括化推進員 藤本勇樹氏) 「名張版地域共生社会の構築について～三重県名張市の実践～」 ○ 関係者ヒアリング(名張地区まちづくり推進協議会会长 田畠純也氏) 「名張の原風景と人情が息づく魅力あるまちづくり」
第5回 平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークショップ <p>【テーマ】</p> <p>様々な地域、様々な分野で「共生」や「循環」など、「地域共生社会」に類するコンセプトが謳われているが、現代社会においてこのような動きが生まれている背景には、どのような社会の変化や価値観の変化があるか。</p>
第6回 平成31年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者ヒアリング(富山市企画管理部次長 前田一士氏) 「コンパクトシティ戦略による富山型都市経営の構築～公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり～」 ○ 関係者ヒアリング(日本福祉大学社会福祉学部准教授 斎藤雅茂氏) 「高齢者の社会的孤立とソーシャル・キャピタル研究の到達点と課題」
第7回 平成31年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者ヒアリング(中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長/市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員 朝比奈ミカ氏) 「地域共生社会におけるソーシャルワークの働き」 ○ 関係者ヒアリング(埼玉県幸手市東埼玉総合病院 医師 中野智紀氏) 「地域包括ケアからケアする社会へ～幸手モデルの理論と実践～」
第8回 平成31年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書ディスカッション
第9回 平成31年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書ディスカッション

平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業
地域共生社会の実現に向けた効果の検証及び今後の政策のあり方等に関する
調査研究事業

参加と協働によるセーフティネットの構築
～誰もがつながりを持ち、役割と物語が生まれる地域社会へ～

平成31年3月
一般社団法人 日本老年学的評価研究機構 (JAGES)
Japan Agency for Gerontological Evaluation Study

住 所 〒110-0001 東京都台東区谷中 6-3-5
電 話 03-6206-0865
Web サイト <https://www.jages.net/>